

令和4年度 第10回三郷区地域協議会

次 第

日時：令和5年1月31日(火)午後6時30分～

会場：三郷地区公民館 2階 集会室

(全体：1時間30分程度を予定)

1 開 会

2 議題等の確認

3 議 題

(1) 自主的審議事項について

(2) 地域活性化の方向性について

4 事務連絡

5 閉 会

【今後の日程】

令和4年度第11回三郷区地域協議会

2月28日(火)午後6時30分～ 三郷地区公民館 集会室

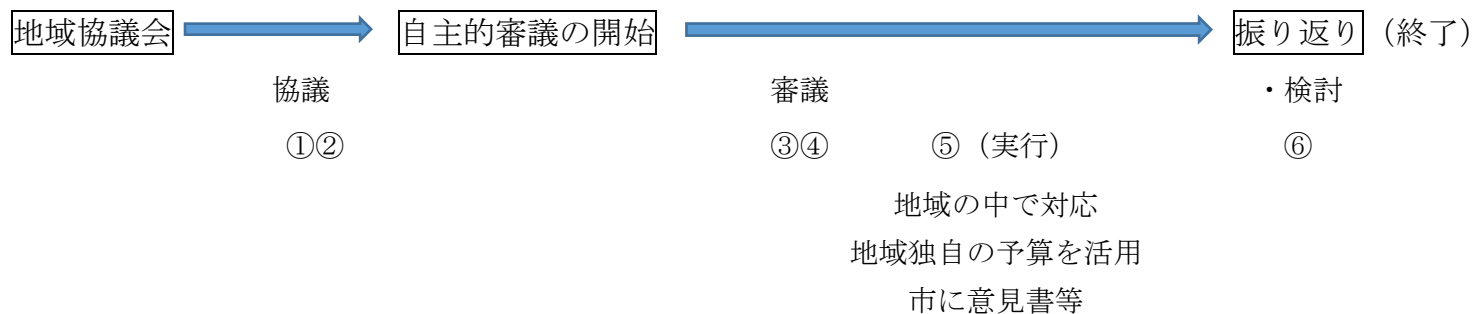
自主的審議の視点及び進め方について

自主的審議＝地域協議会の自主的な判断で、地域の課題や活性化について話し合うこと。

- 審議事項の範囲…三郷区内の課題や活性化について（同じ地域自治区内のこと）——— **裏面：参考資料**
- 審議事項の内容…まずは、三郷区内の団体・住民の協力、連携によって解決及び取り組めること。
- 話し合いの姿勢…三郷区内に住む住民としての視点で議論すること。
- 審議の進め方
 - ① 課題等の認識、委員間での共有
 - ② 目指す目標に向け、具体的に何をするか、どうしたいかを協議し、地域協議会として取りまとめる。（審議事項の承認）

↓ 自主的審議事項として審議を開始 ↓

- ③ 問題等の現状把握
- ④ 解決策（取り組み内容）等の検討
 - ・（地域協議会としてできること）地域や関係団体等との意見交換及び調整等。
 - ・（地域協議会ではできないこと）地域や関係団体等に依頼又は提案して実行できるかどうか検討してもらう。
- ⑤ 地域や関係団体等が、地域独自の予算を活用して事業を実施
 - ・（地域ではできないこと）必要に応じて市に意見書等を提出。
- ⑥ 審議内容及び実施事業等の振り返り



■上越市地域自治区の設置に関する条例

(地域協議会の権限)

第 7 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

■上越市地域協議会委員の手引き (P. 8)

○自主的審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。(中略)

なお、地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、区内に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。

三郷区地域協議会委員による「地域活性化の方向性」のアイデア

【風景】

【人】

【農業】

【歴史】

【文化芸能】

【福祉】

【食】

【交通】

【その他】